

八丈町商工会主催 経営講習会のお知らせ

『仕事の原因のけがや病気への対応について』

仕事で運転している時の車同士の衝突事故や、会社の事務所内で作業していた時のつまづきによるけがなどは、国の労災保険により医療サービス等を受けることができます。労災保険は、原則として事業主に雇用される従業員を対象とするものですが、業務委託で働く方も労災保険に任意で加入することにより保険給付を受けることが可能となります。

また、在宅勤務など昨今働き方が多様化しており、適用の可否の判断が難しいケースも見受けられます。

- ・本セミナーでは、労災保険の基本的な仕組みと加入手続き、労災保険の対象となる従業員の定義などをお話しいたします。

この機会に是非ご参加いただき、基本を確認しながら理解を深めましょう。

日 時：令和7年2月10日（月） 18：00～20：00

会 場：商工会研修室（八丈町役場庁舎内）

講 師：大塚経営労務管理事務所 代表
社会保険労務士 大塚 昌子 氏

対 象：八丈町商工会地区管内(八丈町・
青ヶ島村)小規模事業者等

受講料：無料

申込み：事前申込み不要。当日直接会場へお越しください。

問合せ：八丈町商工会 TEL 2-2121



《注：天候等の事情により、中止や日時変更とさせていただく場合がございます。》